

学 長 決 定
令和2年4月1日

成績保留制度について

長崎県立大学全学教育履修規程第8条及び各学部履修規程第24条の規定に基づき、成績保留に関する事項について、次のとおり定める。

1. 成績保留

次項に定める科目について、各学部履修規程第7条の規定に基づき履修登録し、当該科目に合格した者のうち、当該科目が指定する外部試験の合格又は基準点を満たさなかった場合は、当該科目の単位修得を保留するものとする。

2. 成績保留対象科目

全学教育科目 「英語実践演習Ⅵ」、「英語実践演習Ⅸ」

専門教育科目 「新聞で学ぶ経済Ⅱ」、「新聞で学ぶ経済Ⅲ」、
「簿記演習Ⅰ」、「簿記演習Ⅱ(アカウンティングコースのみ)」、
「ファイナンシャルプランニング演習」、「販売・経営管理演習」、
「情報技術演習」、「情報システム演習」、「情報セキュリティ演習」

3. 成績保留の期間

当該科目の指定する外部試験に合格又は基準点を満たすまでとする。

ただし、「情報システム演習」及び「情報セキュリティ演習」については、単位修得を保留した時から1年限りとする。

4. 単位修得の時期

当該科目の指定する外部試験に合格又は基準点を満たした日以降とする。

5. 実施時期

令和2年4月1日